

入場税法案要綱

一 課税範囲

次に掲げる場所への入場には、入場税を課するものとする。

(1) 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所

(2) 競馬場及び競輪場

(3) (2) に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

(第一条関係)

二 納税義務者

興行場等の経営者等は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務があるものとする。

(第三条関係)

三 課税標準及び税率

入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の五の税率により課するものとする。

(第四条関係)

四 免税点

入場料金が一人一回の入場について、次の区分に応じ、次に掲げる金額以下であるときは入場税を課さないものとする。

(1) 映画を催す場所 二千円

(2) 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 五千円

(3) 競馬場、競輪場等 三十円

(第五条関係)

五 免税興行

学校、社会教育関係団体等が主催する催物が一定の条件に該当する場合において、税務署長の承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除するものとする。

(第八条、別表関係)

六 非課税

- 1 国が企画して行う催物で政令で定めるものを催す場所等への入場については、入場税を課さないものとする。

- 2 学校等の教員等の引率により、生徒等の団体を興行場等へ入場させる場合には、入場税を課さないものとする。

(第九条関係)

七 申告及び納付

興行場等の経営者等は、その興行場等ごとに、毎月、課税標準額、入場税額等を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所轄税務署長に提出し、同日までに入場税を納付しなければならないものとする。

(第十条、第十一条関係)

八 入場券の交付等

- 1 入場料金が免税点以下の金額である場合、税務署長が指定する免税興行の場合、非課税の場合等を除き、経営者等は、政府が発行する用紙をもって入場券とし、これを入場者に交付しなければならない。
- 2 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、興行場等ごとに、政府が発行する用紙以外の用紙で作成した入場券を発行することができるものとする。

(第十四条、第十五条関係)

九 課税入場料金を定めようとする場合等の申告等

課税入場料金を定めようとする場合等の申告、記帳義務、罰則その他この法律の施行に関し必要な措置について定めるものとする。

(第十六条 第二十四条関係)

十 施行期日この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

十一 経過措置

施行日前の入場料金の領収に係る入場税に関する経過措置その他必要な経過措置を定めるものとする。

(附則第二条 第四条)

十二 印紙等模造取締法等の改正

印紙等模造取締法その他法律に関し、必要な規定の整備を行うものとする。

(附則第五条～第十一条関係)